

令和8年4月3日

各位

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課建設安全対策室

「令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）」の記載
誤りの訂正について

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和8年3月30日付けで発出いたしました「令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）」につきまして、記載内容の一部に誤りがございました。

具体的には、本文中の「前年同期の223人と比べ6.3%程度増加」とあるのは、正しくは「前年同期の223人と比べ6.3%程度減少」となります。

修正後の通知文を別添のとおり送付いたしますので、御確認ください。

なお、修正後の通知文につきましては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、併せて御参照ください。

御迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

【PDF】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001682858.pdf>



【掲載ページ】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439.html>



基安安発 0330 第3号
基安労発 0330 第3号
基安化発 0330 第3号
令和8年3月30日

一般社団法人日本電設工業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課長
労働衛生課長
化学物質対策課長

令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年の建設業における労働災害発生状況を見ると、死亡者数（令和8年2月速報）は209人となっており、前年同期の223人と比べ6.3%程度（誤）増加となるものの、全産業（665人）に占める建設業の割合は31.4%と、依然として業種別で最も高い割合となっています。

（正）減少

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）が令和7年5月に公布され、同法及び関係政省令が順次施行されているところであり、労働災害の着実な減少に向け、各種措置の履行確保に加え、実効ある安全衛生対策を推進することが求められています。

このため、今般、別添のとおり「令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項」を定めましたので、傘下の関係者等に御周知されること等により、引き続き、建設業の安全衛生対策の推進に特段の御配慮を賜りますよう御協力をよろしくお願いいたします。